

(公印・契印省略)

統計委第1号
令和8年1月29日

総務大臣
林芳正 殿

統計委員会委員長
津谷典子

**諮詢第200号の答申
医療施設調査の変更について**

本委員会は、諮詢第200号による医療施設調査の変更（静態調査については令和8年に実施する調査、動態調査については令和8年10月以降を対象とする調査に係る変更）について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

記

1 本調査計画の変更

(1) 承認の適否

令和7年12月12日付け厚生労働省発政統1212第3号により厚生労働大臣から申請された「基幹統計調査の変更について（申請）」（以下「本申請」という。）について審議した結果、以下のとおり、統計法（平成19年法律第53号）第10条各号に掲げる要件のいずれにも適合しているため、「医療施設調査」（基幹統計調査。以下「本調査」という。）の変更を承認して差し支えない。

ただし、以下の「（2）理由等」で指摘した事項については、計画の修正が必要である。

(2) 理由等

○ 報告を求める事項（調査事項）の変更

ア 医療機関コードの追加

a 本申請では、病院票、一般診療所票及び歯科診療所票において、「医療機関コード」^(注1)を把握するための設問を追加する計画である。

（注1）保険診療を行おうとする医療機関が保険医療機関の指定の申請を行った際、厚生労働省（地方厚生局）から付与される医療機関ごとの固有番号

b 今回予定されている変更については、本調査で得られる情報（以下「調査票情報」という。）と、厚生労働省が保有する医療機関に係る他の情報等（以下「行政記録情報等」という。）とを紐づけることを可能にするものであり、より詳細な統計分析を可能とする環境の構築に有用であるとともに、次回調査（令和11年を想定）の実施時においては、令和8年調査で把握した医療機関コードを調査票にプレプリントするこ

とにより、基本的に報告者負担が生じないよう対応する予定であることから、適当である。

- c ただし、調査票情報と行政記録情報等との紐づけが可能になることに伴い、行政記録情報等により、本調査の調査事項を代替する余地が生じ得る。これは、本調査に係る医療機関の報告者負担を軽減し、より効率的に本調査を実施することにもつながる。については、将来的に、本調査の調査事項の整理・簡素化を、これまで以上に検討する必要があることを、後記2の「今後の課題」に掲げることとしたい。

イ 医療機関の開設者に係る選択肢の追加

- a 本申請では、本調査で用いる全ての調査票^(注2)において、医療機関の開設者に係る設問における選択肢に、「一般社団法人・一般財団法人」を追加する計画である。

(注2) 動態調査票（オンライン調査で実施）については、電子調査票における当該調査事項のプルダウンの選択項目を追加することで対応する計画である。

- b これまでの調査においては、一般社団法人や一般財団法人が開設者である医療機関の場合、開設者を「その他の法人」として回答するよう求めていた。しかし、近年、一般社団法人又は一般財団法人による医療機関の開設が増加している。そこで、選択肢を追加することで、より詳細な集計を行おうとするものであることから、適当である。

ウ 医療情報の電子化に係る設問の追加・削除

- a 本調査では、平成26年調査から、病院票及び一般診療所票において、医療機関における医療情報の電子化の進捗状況を把握するため、SS-MIX標準化ストレージ（日本国内において、医療情報を統一フォーマットでやり取り・蓄積するための標準規格。以下「SS-MIX」という。）の実装状況を把握している。
- b 本申請では、図表1のとおり、SS-MIXの設問を削除し、病院票、一般診療所票及び歯科診療所票において、新たな標準規格である「HL7-FHIR」による「電子カルテ情報共有サービス」（全国の医療機関や薬局などで電子カルテ情報を共有するための仕組み。以下「新サービス」という。）の導入状況を把握する設問を追加する計画である。

図表1 医療情報の電子化に係る設問の変更

削除する設問	(23) 医療情報の電子化の状況 (略) SS-MIX標準化ストレージ 1 実装している 2 実装していない いずれかひとつに○		
追加する設問	(24) 電子カルテ情報共有サービスの導入状況 いずれかひとつに○ 1 導入している 2 今後導入する予定がある 3 導入する予定なし → 導入予定期 1 令和8年度 2 令和9年度 3 令和10年度 4 令和11年度以降		

(注3) 図表1は病院票の例である。一般診療所票においても同様の変更を計画している。なお、歯科診療所票については、これまでSS-MIXの設問を設けていなかったため、新サービスの導入状況に係る調査事項の追加のみを計画している。

c このうち、新サービスの導入状況を把握する設問の追加については、令和5年6月2日、政府の医療DX推進本部が決定した「医療DXの推進に関する工程表」において、全国で導入を推進するとされたことを受けたものであり、政府方針の進捗状況の把握に必要なものであることから、適当である。

d しかし、新サービスについては、令和7年2月から一部地域を対象としてモデル事業を開始されたばかりである。

令和8年度以降、全国の医療機関において、本格的に導入できる状態となると見込まれているが、導入経費などの観点から、既にSS-MIXを導入している医療機関にあっては、直ちに新サービスに移行するわけではないと考えられ、本申請の計画どおり、新サービスのみを調査事項とした場合、医療情報の電子化の状況についての全体像が分かりづらくなることが懸念される。

むしろ、現段階においては、SS-MIXの設問を継続し、新サービスの導入状況と両方の情報を把握することにより、医療情報の電子化の状況の全体像が把握できると考えられるほか、SS-MIXから新サービスに移行した医療機関の数や移行する予定の医療機関の数なども把握することが可能となり、施策の進捗状況のより詳細な確認に有用と考えられる。

以上から、令和8年調査については、SS-MIXの設問は削除せず、継続して把握する必要があることを指摘する。

エ 診療科目に係る設問のうち、一部の調査事項を削除

a 本申請では、病院票において、図表2のとおり、診療科目に係る設問のうち、「9月中休診」（調査年の9月に休診していた診療科目）及び「特定の曜日のみ」（特定の曜日のみ開設している診療科目）を削除する計画である。

図表2 診療科目に係る設問の変更

現行				変更案																																											
<p>(8) 診療科目 あてはまるものすべてに○</p> <table border="1"> <tr> <td>標ぼう</td> <td>休診中</td> <td>9月のみ</td> <td>特定の曜日</td> <td>標ぼうしている科目と、9月中休診していた科目、特定の曜日のみ開設している科目に○をつけてください。</td> </tr> </table>				標ぼう	休診中	9月のみ	特定の曜日	標ぼうしている科目と、9月中休診していた科目、特定の曜日のみ開設している科目に○をつけてください。	<p>(8) 診療科目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標ぼうしている科目すべてに○ 																																						
標ぼう	休診中	9月のみ	特定の曜日	標ぼうしている科目と、9月中休診していた科目、特定の曜日のみ開設している科目に○をつけてください。																																											
<table border="1"> <tr> <td>I</td> <td>01</td> <td>01</td> <td>01</td> <td>内科</td> </tr> <tr> <td></td> <td>02</td> <td>02</td> <td>02</td> <td>呼吸器内科</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(略)</td><td colspan="2">(略)</td></tr> <tr> <td>III</td> <td>42</td> <td>42</td> <td>42</td> <td>小児歯科</td> </tr> <tr> <td></td> <td>43</td> <td>43</td> <td>43</td> <td>歯科口腔外科</td> </tr> </table>				I	01	01	01	内科		02	02	02	呼吸器内科	(略)				(略)		III	42	42	42	小児歯科		43	43	43	歯科口腔外科	<table border="1"> <tr> <td>I</td> <td>01</td> <td>内科</td> </tr> <tr> <td></td> <td>02</td> <td>呼吸器内科</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td><td colspan="2">(略)</td></tr> <tr> <td>III</td> <td>42</td> <td>小児歯科</td> </tr> <tr> <td></td> <td>43</td> <td>歯科口腔外科</td> </tr> </table>		I	01	内科		02	呼吸器内科	(略)		(略)		III	42	小児歯科		43	歯科口腔外科
I	01	01	01	内科																																											
	02	02	02	呼吸器内科																																											
(略)				(略)																																											
III	42	42	42	小児歯科																																											
	43	43	43	歯科口腔外科																																											
I	01	内科																																													
	02	呼吸器内科																																													
(略)		(略)																																													
III	42	小児歯科																																													
	43	歯科口腔外科																																													

b これらの調査事項については、平成20年調査から、施設の診療状況の詳細を明らかにすることを目的として把握していたものであるが、調査結果の経年的な動きが小さいことや、医療機能情報提供制度^(注4)に基づき、令和6年度から運用が開始された「医療情報ネット」により、全国的な傾向の把握が可能になったことなどの状況変化により、本調査において把握する必要性が低下したことを踏まえて削除しようとするものであり、報告者負担の軽減にも資することから、適当である。

(注4) 医療法（昭和23年法律第205号）に基づき、医療機能に関する一定の情報について、医療機関から都道府県に報告を義務付ける制度。都道府県は、報告された内容を厚生労働省に報告し、同省は、各医療機関の情報を「医療情報ネット」として、全国統一的な情報提供システムにより公表している。

2 今後の課題【前記1（2）ア関連】

医療機関は、本調査のほか、法令に基づく様々な報告等を求められており、日常的に報告者負担が大きいと言われているが、報告相互に同様の事項が含まれている場合もあり、このような重複した事項の存在もあいまって、必要以上の報告者負担が発生している可能性があると考えられる。

本申請で予定されている医療機関コードの追加は、本調査の集計段階で、行政記録情報等を活用する環境を整備する契機となるものであり、行政記録情報等を継続的に活用することができれば、本調査の調査事項を整理・簡素化し、医療機関の報告者負担を軽減することが期待されるものである。

については、厚生労働省にあっては、医療機関コードの新設を契機に、これまで以上に、本調査の集計における行政記録情報等の活用可能性について確認するとともに、行政記録情報等と重複している本調査の調査事項の整理・簡素化の実現に向けて努力が必要である。